

独立行政法人土木研究所の保有する個人情報の適切な管理に関する規程

平成 18 年 4 月 3 日
独立行政法人土木研究所
規 程 第 19 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。)第 7 条に基づき、独立行政法人土木研究所(以下「研究所」という。)が保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を定め、もって個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第 2 章 管理体制

(管理体制)

第 3 条 研究所に総括保護管理者、副総括保護管理者及び監査責任者、各課室等にそれぞれ保護管理者及び保護担当者 1 人を置く。

2 総括保護管理者は、総務部、企画部、つくば中央研究所、水災害・リスクマネジメント国際センター及び構造物メンテナンス研究センター(以下「つくば中央研究所等」という。)においては総務部長、寒地土木研究所においては管理部長をもって充てる。

3 副総括保護管理者は、つくば中央研究所等においては総務課長、寒地土木研究所においては管理課長をもって充てる。

4 保護管理者は次の各号に定める者をもって充てる。

- 一 課室 課室長
- 二 チーム(主席研究員又は上席研究員のもとで研究を行う単位をいう。以下同じ。)及び雪崩・地すべり研究センター 主席研究員又は上席研究員
- 三 自然共生研究センター 水環境研究グループ長の指名する者
- 四 特別研究監 主席研究員

- 5 保護担当者は、次の各号に定める者から保護管理者が指名するものとする。
 - 一 課室 副参事又は専門役若しくは主任研究員
 - 二 チーム及び雪崩・地すべり研究センター 総括主任研究員又は主任研究員
 - 三 自然共生研究センター 主任研究員又は研究員
 - 四 特別研究監 主席研究員
- 6 寒地土木研究所に監査責任者を置き、監査役をもって充てる。

(総括保護管理者等の職務)

第4条 総括保護管理者は、研究所における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。ただし、必要に応じて、その事務を副総括保護管理者に委任できるものとする。

- 2 副総括保護管理者は、総括保護管理者の命を受け、総括保護管理者を補佐する。
- 3 保護管理者は、課室、チーム、雪崩・地すべり研究センター及び自然共生研究センター（以下「課室等」という。）において保有個人情報を取り扱う場合、当該保有個人情報を適切に管理する任にあたる。
- 4 保護担当者は、課室等において保有個人情報を取り扱う場合、保護管理者を補佐し、当該保有個人情報の管理に関する事務を行う。
- 5 監査責任者は、寒地土木研究所における保有個人情報の管理の状況について監査する。

(個人情報保護委員会)

第5条 研究所に個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は総括保護管理者、副総括保護管理者及び保護管理者をその構成員とし、総括保護管理者が、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときに、定期又は随時に開催する。
- 3 総括保護管理者が必要と認めるときは、他の職員等を委員会に出席させることができるものとする。

第3章 教育研修

(教育研修)

第6条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で保有個人情報に係る業務処理を行うものをいう。以下同じ。）の管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 3 保護管理者は、当該課等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、

総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

第7条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、副総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取扱わなければならない。

第5章 保有個人情報の取扱い

(アクセス制限)

第8条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセス（その媒体の種類に関わらず、情報に接する行為をいう。以下同じ。）する権限（以下「アクセス権限」という。）を有する者を、当該保有個人情報の利用目的を達成するために必要最小限の職員に限定する。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第9条 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取扱う場合であっても、次に掲げる行為を行う場合には、保護管理者の指示に従い行う。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として、保護管理者が定めるもの

(誤りの訂正等)

第10条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、速やかに保護管理者に報告し、訂正等を行う場合には、保護管理者の指示に従い行わなければならない。

(媒体の管理等)

第11条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所の施錠等、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止するための措置を講ずる。

(廃棄等)

第12条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有個人情報の取扱い状況の記録)

第13条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、必要があると認めるときは「保有個人情報取扱記録簿」（様式1）（以下「記録簿」という。）に、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第14条 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第19条を除く）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）し、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第15条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第16条 保護管理者は、保有個人情報を取扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

(コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)

第17条 保護管理者は、コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講

ずる。

(暗号化)

第18条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

第19条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

(バックアップ)

第20条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第21条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

(端末機器の限定)

第22条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の処理を行う端末機器を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末機器の盗難防止等)

第23条 保護管理者は、端末機器の盗難又は紛失の防止のため、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末機器を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第24条 職員は、端末機器の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退室の管理)

第25条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバー等で保護管理者が指定する機器を設置する室等（以下「情報システム室等」という。）に入室

する権限を有する者を定めるとともに、入退室の記録を行うものとする。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化により入退室の管理を容易化し、所在表示を制限する等、情報システム室等の安全を管理するための措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入退室に係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）及びパスワード等の読取防止等に必要な措置を講ずる。

（情報システム室等の管理）

第 26 条 保護管理者は、情報システム室等への外部からの不正な侵入に備え、入退出の管理、施錠等の措置を講じ、必要があると認めるときは、警報装置及び監視設備の整備等の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバー等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第 8 章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第 27 条 保護管理者は、法第 9 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わさなければならない。

- 2 保護管理者は、法第 9 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、法第 9 条第 2 項第 3 号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前 2 項に規定する措置を講ずる。

（業務の委託等）

第 28 条 保有個人情報の取り扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の

必要な事項について書面で確認する。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
 - (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 違反した場合における契約解除の措置、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 保有個人情報の取り扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる可能性がある場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取り扱いに関する事項を明記する。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第29条 保有個人情報の漏えい、滅失、き損等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等の重大性、緊急性に応じて、必要があると認める場合には、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告する。また、再発防止策等の対応策についても同様とする。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、職員への指導、情報システムの改善等再発防止のために必要な措置を講じ、総括保護管理者に報告する。

(公表等)

第30条 事案の内容、影響等に応じて、必要と認めるときは、総括保護管理者は、事実関係及び再発防止策を公表し、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

第10章 監査の報告及び点検の実施

(監査の報告)

第31条 監査責任者は、第4条第5項に定める監査を行った場合には、その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

第32条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を所属する総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第33条 総括保護管理者は保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から多角的に評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第11章 雑則

(細則)

第34条 この規程に定めるもののほか、研究所の保有する個人情報の適正な管理のための措置の細目に関し必要な事項は、総括保護管理者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(独立行政法人土木研究所の保有する個人情報の適切な管理に関する規程等の廃止)

第2条 次に掲げる規程は廃止する。

- 一 独立行政法人土木研究所の保有する個人情報の適切な管理に関する規程
(平成17年4月1日規程第11号)
- 二 独立行政法人北海道開発土木研究所の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する指針(平成17年4月1日独北研総5号)

附 則 (平成20年規程第17号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。